

**令和3年 第5回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和3年5月25日**

1 日 時 令和3年5月25日(火) 午後3時2分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件  
報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件  
議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件  
議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 1番 中村 敬一 委員、7番 雨宮 良文 委員

5 議事録署名委員 2番 花田 弘樹 委員、3番 有泉 善人 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時39分

<p>【事務局長】</p>	<p>それでは、令和3年第5回の総会を始めさせていただきます。 はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。</p> <p>相互に礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>はじめに神澤副会長より開会のことばをお願い致します。</p>
<p>【神澤副会長】</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>それでは令和3年5月、第5回の農業委員会総会を開催致します。よろしくご審議の程お願い致します。</p>
<p>【事務局長】</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願ひします。</p>
<p>【議長（会長）】</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。</p>
<p>(日程第1 議事録署名委員の 指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、2番花田委員と3番有泉委員を指名致します。</p>
<p>(日程第2 会期の決定)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第2、会期の決定を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声)

【議長】 異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3 議事)  
(報告第11号)

【議長】 それでは議事に移ります。

報告第11号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号9番から10番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

では資料の1ページをお願い致します。

農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告致します。

番号9番をお願いします。地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積268㎡を、●●の●●さんが貸駐車場にするための届出が出ています。

続きまして、番号10番、地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積257㎡を、●●の●●さんが貸駐車場にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第 12 号)

【議長】

次の議事に移ります。

報告第 12 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 18 番から 26 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 2 ページをお願い致します。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 18 番をお願いします。地図・公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地、面積 640 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 824 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、全体で 2 筆 1,464 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんに所有権移転により、宅地分譲 12 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 19 番、地図・公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、他 2 筆、合計 918 m<sup>2</sup>を、●●の●●さん他 1 名が、●●の●●さんに所有権移転により、宅地分譲 6 区画にするための届出が出ています。

次のページ 3 ページへ行きまして、番号 20 番、地図・公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、面積 253 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、資材置場・駐車場にするための届出が出ています。

続きまして、番号 21 番、地図・公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 337 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さん他 1 名に使用貸借権の設定により、自己用住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 22 番、地図・公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、面積 423 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに使用貸借権の設定により、倉庫にするための届出が出ています。

続きまして、番号 23 番、地図・公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地、面積 346 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届出が出ています。

次のページ 4 ページへ行きまして、番号 24 番、地図・公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地、他 1 筆、面積 769 m<sup>2</sup>を、●●の●●さん他 2 名が、●●の●●さんに所有権移転により、資材置場にするための届出が出ています。

続きまして、番号 25 番、地図・公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 544 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 26 番、地図・公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 3.85 m<sup>2</sup>を、●●の亡●●さんの相続人代表者の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、駐車場拡張するための届出が出ています。

説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

案件 18 番の●●さんの関係ですが、転用するのは 2 筆になっていますが、宅地分譲 12 区画で、対象農地の隣接地は宅地になっているのですか。

【事務局】	はい、当該隣接地は宅地になっています。
【議長】	<p>よろしいですか。</p> <p>他に質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>
【議長】	質問がないようですので、本件の報告を終了致します。
-----	
(議案第1号)	
【議長】	<p>次の議案に移ります。</p> <p>議案第20号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号4番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>資料の5ページをお願いします。</p> <p>番号4番、地図・公図は23ページ、24ページになります。</p> <p>●●番地、他1筆、合計107㎡を、●●の●●さんが敷地拡張するための許可申請が出されました。</p> <p>用途地域で集落接続があり、第3種農地と判断することができます。</p> <p>当該地は、昭和62年頃自己住宅を建築したさい、建築確認があったことで、道路から宅地までの自己農地の一部を進入路とするにあたり、転用する必要がないと解釈してしまっていたのですが、今回是正するため、自己住宅拡張を目的として、申請するに至りました。</p> <p>申請書に添付された隣接同意書、土地利用計画図、経過理由書から、問題はないと考えられます。</p> <p>写真は西側から撮影したものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明は以上です。</p> <p>次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。</p>
【●●委員】	<p>はい、●番●●です。</p> <p>5月18日に会長、副会長、事務局、●●推進委員と現地を確認しまし</p>

た。

長年に渡り農地を不適切に使用していたようですが、今回の申請により適正化が図られ、長年放置されていたものが、現状にあわせて適正に手続きされたと理解しています。ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい。推進委員の●●です。

5月18日に会長、副会長、●●委員に随行して、現地調査を行いました。

現地は●●の南側、●●の西側に位置するところで、第3種農地になりますので、事務局、●●委員の説明のとおり、問題はないと考えます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 はい、●番の●●です。  
これは追認案件ですか。

【事務局】 そうです。

【●●委員】 追認案件について、事務局の指導内容を教えてください。

【事務局】 当該地について、地権者から相談がありまして、この様な無断で使用している状況に対し指導の上で、正式な手続きをする様に伝え、経過理由書の提出をもって、申請を受付けたところです。

【●●委員】 その経過理由書が、先ほど説明のあった内容ですか。

【事務局】 はい。

【議長】 よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。



番号4番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第21号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。  
議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

番号12番と13番については、関連した案件になりますので、一括で審議します。

事務局に番号12番及び13番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の6ページをお願いします。

番号12番、地図・公図は25ページ、26ページになります。

●●番地、面積78㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さん他1名に持分所有権移転により、進入路にするための許可申請が出ています。

この進入路は、次の案件13番の譲受人の自己用住宅用として1/2、その用地の南側にある譲渡人の農地用として1/2の持分の所有権移転と、雑種地への使用目的変更となっております。

当該地は上下水道に接続可能で、近くに2つの公共施設等があり、第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された資金証明書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

敷地は碎石敷きで雨水は自然浸透とする予定です。

続いて、13番をお願いします。

地図・公図は27ページ、28ページになります。

●●番地、面積464㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さん他1名に所有権移転により、自己用住宅にするための許可申請が出ています。

この自己用住宅用への進入路は、12番の案件になります。

当該地は上下水道に接続可能で、近くに2つの公共施設等があり、第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された資金証明書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

給排水は北側の上下水道本管へ接続予定で、自己用住宅1棟、建築面積は70.74㎡の予定です。

写真は北側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

5月18日に会長と私、●●推進委員と現地調査を行いました。

2件が関係案件ということですが、地図を見ていただくと、13番の自己用住宅用地への進入路として、12番が雑種地への転用として申請してあるわけですが、自己用住宅用地に入るのに、接している道路が左側から右側に向けて傾斜があるために、自己用住宅用地へ直接道路から進入するのに不都合があると、そういうことから、奥の農地への活用と自己用住宅用地への進入路として転用申請を行ったと理解しております。

ここには下水も来ておりますし、特に問題はないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。推進委員の●●です。

先ほど農業委員さんから説明があった通り、5月18日に現地調査を行いました。

やはり、誰もが不思議に思ったのが進入路だと思うのですが、事務局から説明があった通りでございます。

道路と自己用住宅用地に若干の段差があることと、また、道路もそれほど広くはないことから、自己用住宅用地への進入路を求めたのだと思います。

この申請内容のとおりで特に問題はないと考えますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号 12 番及び 13 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、2 案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 14 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 14 番、地図・公図は 29 ページ、30 ページになります。

●●番地、面積 1229 m<sup>2</sup>の内 368 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●に、賃貸借権の設定により、駐車場等として一時転用するための許可申請が出ています

当該地沿いを走る●●の●●に先立ち、文化財保護法第 94 条第 1 項他の規定により●●発掘調査を行うための、倉庫と作業員用駐車場にするものです。

当該地は、農振農用地です。

申請書に添付された土地選定理由書、土地利用計画図、農地復元計画書等から問題はないと考えられます。

写真は西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい、●番●●です。

この案件につきましても、5 月 18 日に会長と私、●●推進委員と現地調査を行いました。

写真の左側に見えます●●の●●のために、写真の上側に見えますこんもりとした山、木々が生い茂っているところですが、その本掘調査をするために、作業員の駐車場として今回の申請が出ているのですが、特に問題はないと思います。

ただし一点だけですが、事務局に対し、今後のために注意してもらいたいのは、本掘のための申請が今回出ているのですが、昨年度の試掘の際にも、林の向こう側で、同じく農地を 2～3 ヶ月間、同様に駐車場として使用していましたが、その時には何ら転用申請等はなされていませ

んでした。しかし、今回は転用申請が出てくるという対応の悪さ、同じ行政の中でやっていることですから、きちんと連携をする中で、今後も対応をとってもらいたいと思います。

今回の案件については特に問題はないと思いますが、行政間の連携をきちんと取っていただきたいということをお願いしまして、今回の案件については問題なしということで、ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

5月18日に、会長、副会長と現地調査を行いました。

これは、公共事業を進めていくための調査のためということで、案件自体は問題ありません。

ただし、これはあくまでも一時転用ですので、転用期間が終わった後に、地権者にかえす際には、確実に農地に復元するということを固くお願いしたいと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

質問がないようでございます。

番号14番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

---

(議案第22号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号31番から37番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の7ページをお願いします。番号31番、地図・公図は31ページ、

32 ページになります。

●●番地、他 2 筆、合計 1,142 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに 田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、水稲と野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 32 番、地図・公図は 33 ページ、34 ページになります。

●●番地、面積 713 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アール当たり 9,817 円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 33 番、地図・公図は 35 ページ、36 ページになります。

●●番地、面積 662 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アール当たり 18,127 円で、ブドウの作付けを予定しています。

続きまして、番号 34 番、地図・公図は 37 ページ、38 ページになります。

●●番地、面積 786 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料として玄米 30 kgを持参することになっていて、水稲の作付けを予定しています。

次のページ、8 ページへ行きまして、番号 35 番、地図・公図は 39 ページ、40 ページになります。

●●番地、面積 1,167 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アール当たり 8,569 円で、ブドウの作付けを予定しています。

続きまして、番号 36 番、地図・公図は 41 ページ、42 ページになります。

●●番地、面積 1,482 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 6 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アール当たり 6,748 円で、ブドウの作付けを予定しています。

続きまして、番号 37 番、地図・公図は 43 ページ、44 ページになります。

●●番地、他 4 筆、合計 2,343 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 5 年 1 ヶ月間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料として 10 アール当たり 粳米 77 kg を持参することになっていて、水稲（野菜）の作付けを予定しています。

説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●ですが、33 番と 35 番が、利用権の設定を受ける方の経営面積がどちらも 0 なんですよね。つまり今まで農業をした経験がないということですね。そこに貸し付けるということは、確かに利用権設定の場合は下限面積がないということのようですが、農業経験がない人に農地を貸すということに、事務局ではどう考えているのか。

【事務局】

では、33 番からお答えします。利用権設定を受ける●●さんは、新規就農に当たり、●●で農業技術の習得を得ておりまして、習得年数が 12 年ということで、新規就農で経営出来るものとして設定を受付けております。

また 35 番の●●さんにつきましては、今年から、●●の●●として、甲斐市で営農に努めているところでして、甲斐市永住を目指して新規就農に励んでいるところですので、よろしくご理解をお願いします。

【議長】

よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 31 番から 37 番を承認することに決定

【有泉副会長】

致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。  
有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

(あいさつ)

以上で本日の農業委員会の総会を終わらせていただきます。  
お疲れ様でした。

午後 3 時 39 分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 3 年 6 月 25 日

議事録署名委員 2 番

---

議事録署名委員 3 番

---

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 樋口 一